流山市除染実施計画

第２版

平成２５年４月

千葉県流山市

目　次

第１章　計画策定の背景・・・2
第２章　流山市の状況・・・2
（１）流山市のこれまでの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（２）今後の放射線量について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第３章　除染等の措置等の実施に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（１）目標・・4
（２）除染実施計画期間・・4
（３）優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第４章　除染実施計画の対象となる区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第５章　除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を
実施する区域・・・7
第６章　除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に
応じて講ずべき土壌等の除染等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第７章　土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時・・・・・・・・・・・・・・10
（１）除染スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（２）子どもが多く利用する施設の除染実施及び完了予定時期・・・・・・・・・・・・・・11
小学校・・11
中学校・・12
保育所（園）・・13
幼稚園・・14
公園・・15
学童クラブ・・・16
子どもの遊び場・・17
知的障害児通所施設（つばさ学園）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
児童センター・・・19
通学路の側溝等・・・20
第８章　除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項項・・・・・・・・・・・・・・21
（１）保管場所の設置・・21
（２）保管及び管理・・・21
第９章　継続測定及び計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（１）継続測測・・21
（２）計画の見直し・・21

第１章　計画策定の背景

流山市では、市民の皆さまの不安を少しでも解消し、放射線量を低減させる取組みを計画的に進めるため、平成２３年１０月２１日に「流山市放射線量低減計画」を策定し、推進しました。

その後、平成２３年１２月２８日に、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成２３年法律第１１０号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）」第３２条に基づく「汚染状況重点調査地域」に流山市が指定されたことから、同法第３６条の規定により「流山市放射線量低減計画」を見直し、「流山市除染実施計画」を策定するものです。

なお、除染については、これまでに前例のない取組みであるため、その有効性などを検証し、効果的・効率的な方法を見極めながら実施していく必要があります。

また、本計画は、作業の進捗状況や空間放射線量の推移等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第２章　流山市の状況

（１）流山市のこれまでの対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生を受け、本市を始め東葛６市からの空間放射線量の測定や評価等の要望を受けて、千葉県により他地域に先駆けて測定が行われました。また、本市においても、小学校、中学校、保育所（園）、幼稚園等の公共施設の空間放射線量測定調査を行ってきました。

さらに、本市を始めとする東葛６市では、平成２３年６月８日に東葛地区放射線量対策協議会を立ち上げ、国に対して放射線量の安全基準の公表や放射線対策に要した費用負担を要望するとともに、東葛６市が共通の方法で空間放射線量を測定し、その結果や専門家の意見を参考に、「東葛６市の空間放射線量に関する中間報告及び今後の方針」を７月８日にまとめました。

これらを踏まえ、本市では、ＩＣＲＰ（国際放射線防護委員会）勧告に示された目安を尊重し、小学校、中学校、保育所（園）、幼稚園等の施設において、年間１ミリシーベルト（自然界及び医療からの放射線量を除く。）以下とすることを目標に、子どもたちが多く利用する施設において、後段の１１ページから２０ページに記載のとおり、放射線量低減策を進めてきました。

加えて、平成２３年９月１４日に「通学路等における放射線量低減マニュアル」を作成し、保護者等のご協力を得て、通学路の清掃活動を行ってきました。

また、放射線に対する取組みを計画的に進めるため、平成２３年１０月２１日に「流山市放射線量低減計画」を策定しました。

その後、平成２４年１月１日に放射性物質汚染対処特措法が施行されたことに伴い、今後は、同法に基づき除染を進めていきます。

（２）今後の放射線量について

平成２３年８月２６日に発行された国の原子力災害対策本部の「除染に関する緊急実施基本方針」によれば、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）によって、２年を経過した時点における推定年間被ばく線量は、現時点と比較して約４０％減少すると試算しています。しかしながら、子どもをはじめ、市民の皆さまが安心して暮らせるように本計画に基づき、放射線量の低減を更に進めていきます。

【セシウムの物理的減衰】

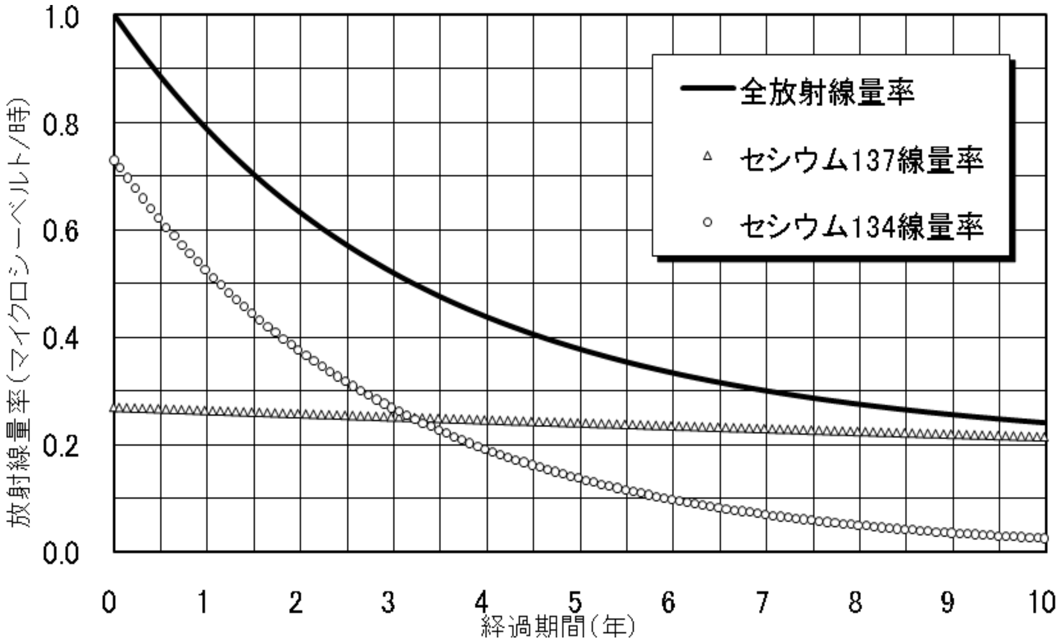

注：今回の事故によるセシウム１３７とセシウム１３４の放射能濃度比の割合は、１対１として試算している。【出典：日本大学　野口邦和先生より】

第３章　除染等の措置等の実施に関する方針

（１）目標

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間１ミリシーベルト以下にすることを目指します。

除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ１メートル（幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、小学校以下では高さ５０センチメートル）で毎時０．２３マイクロシーベルト未満を目指します。

さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ５センチメートルで、毎時０．２３マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。

（２）除染実施計画期間

計画期間は、平成２３年度から平成２５年度までとします。

【追加被ばく線量１ミリシーベルトの考え方】

① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時０．０４マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時０．０３マイクロシーベルトである。（出典：原子力安全研究協会「生活環境放射線」平成４年）。

※ 大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間０．３８ミリシーベルト、年間０．２９ミリシーベルトであり、これを一時間当たりに換算（２４時間×３６５日で割る）した数値

② 追加被ばく線量年間１ミリシーベルトを、一時間当たりに換算すると、毎時０．１９ マイクロシーベルトと考えられる。（１日のうち屋外に８時間、屋内（遮へい効果（０．４倍）のある木造家屋）に１６時間滞在するという生活パターンを仮定）

※ 毎時０．１９マイクロシーベルト×（８時間＋０．４×１６時間）×３６５日＝年間１ミリシーベルト

③ 通常のガンマ線サーベイメーターでは、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分のみが測定されるため（宇宙からの放射線は測定されない）、

０．１９＋０．０４＝毎時０．２３マイクロシーベルト

が、追加被ばく線量年間１ミリシーベルトにあたる。

【第２回環境回復検討会資料より抜粋】

（３）優先順位及び汚染の状況に応じた除染方針

ア　除染の優先順位

放射性物質汚染対処特措法の基本方針に鑑み、成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境であるところの放射線量が高い施設から優先的に除染を実施していきます。

【基本的な優先順位の考え方】

優先度	土地用途	具体的な施設
◎	子どもが多く利用する施設	小学校、中学校、保育所（園）※、幼稚園※、公園、学童クラブ、子どもの遊び場、知的障害児通所施設、児童センター
	道路	通学路
○	上記以外の公共施設、その他同等の施設	スポーツ施設、福祉会館、公民館、図書館、コミュニティプラザ、水道局、市役所、高校、道路（通学路を除く）、市民の森、その他公共施設等
	民有地	住宅（戸建・集合）、商業施設、工場等
	農地	小学校、中学校、保育所（園）、幼稚園、通学路に隣接する農地
	生活圏に隣接する山林	小学校、中学校、保育所（園）、幼稚園、通学路に隣接する山林

※　私立を含みます。

イ　汚染の状況に応じた除染方針

子どもの追加被ばく線量をできる限り減らすため、子どもが多く利用する施設（小学校、中学校、保育所（園）、幼稚園、学童クラブ、子どもの遊び場、知的障害児通所施設、児童センター）全てを対象とします。

また、公園については、施設の数が多いことから、市独自の目標値を超えた公園について、広場部分の空間放射線量及び利用状況を勘案して除染を行います。

第４章　除染実施計画の対象となる区域

流山市の空間放射線量は、平成２３年９月２９日に文部科学省より発表された航空機モニタリングの調査結果によると、地表面から１メートルの高さで、おおむね毎時０．２マイクロシーベルトから０．５マイクロシーベルトです。

また、これまで流山市が行った測定調査においても、市内の各地域において地表から高さ１メートルで毎時０．２３マイクロシーベルト以上の値が計測されていることにより、流山市全域（３５．２８ｋ㎡）を除染実施計画の対象区域とします。

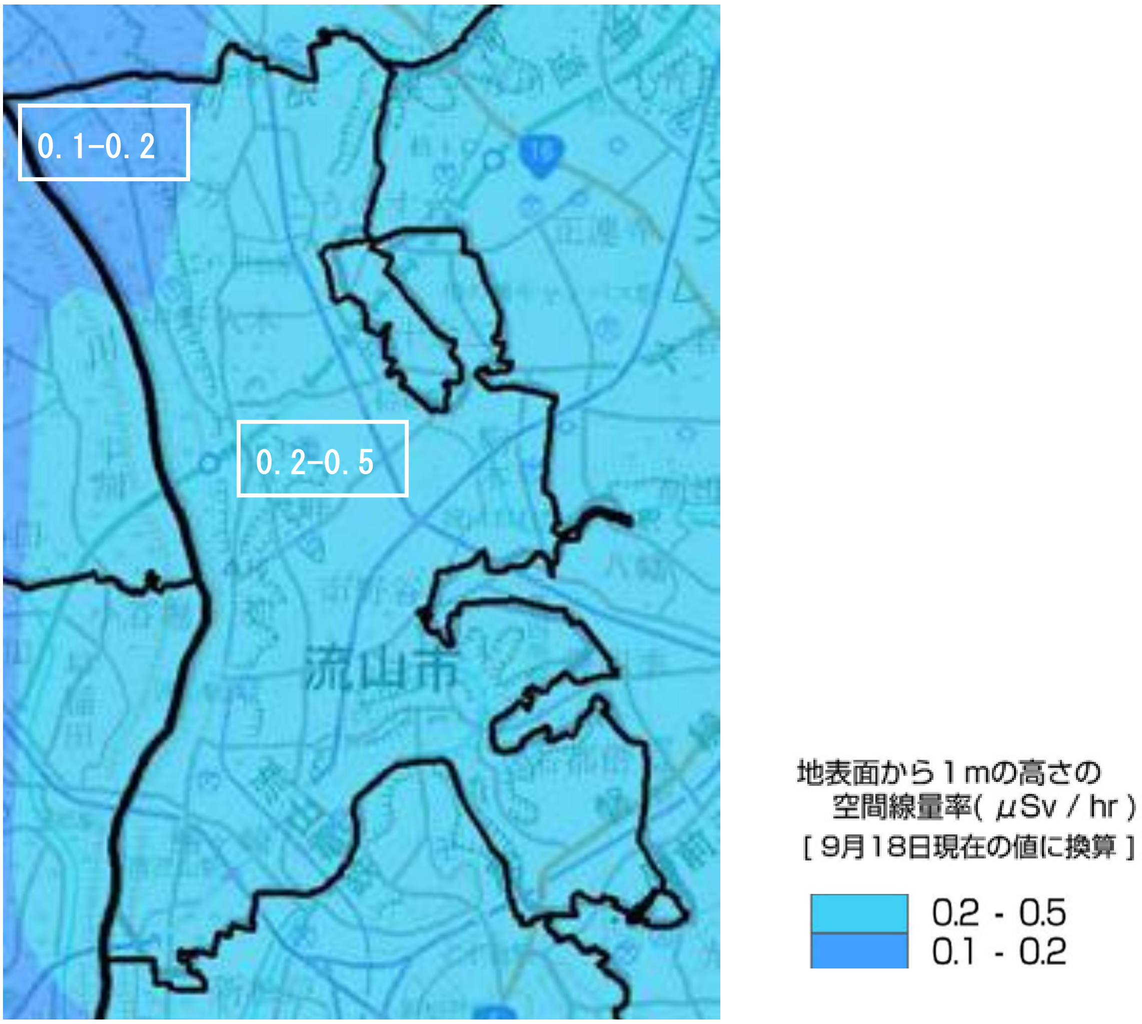

【文部科学省　放射線量等分布マップ　航空機モニタリングより】

第５章　除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針では、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処は、事故由来放射性物質を放出した東京電力株式会社が一義的な責任を負うとともに、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負う国が対策を講じるべきものとしています。

他方、地方公共団体の役割については、放射性物質汚染対処特措法第４条に「地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。」としております。

除染に際して、放射性物質汚染対処特措法第３５条に基づき、除染対象の区分及び除染の実施者は以下のとおりとします。

除染対象	実施者
子どもが多く利用する施設	流山市
通学路（側溝）	流山市
上記以外の公共施設、その他同等の施設	流山市
国、県、独立行政法人、一部事務組合の施設	国、県、独立行政法人、一部事務組合
民有地[住宅（戸建・集合）、商業施設、工場等]	流山市と市民や所有者等が協力
農地	流山市と市民や所有者等が協力
山林	流山市と市民や所有者等が協力

なお、小学校、中学校、保育所（園）、幼稚園等の子どもが多く利用する施設をはじめ、公共施設等については、市が除染を行いますが、これら以外の場所については、市民や所有者の協力が不可欠です。今後は、市民や所有者、自治会、ボランティア団体等にも協力をお願いしながら除染を実施していきます。

第６章　除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

土壌等の除染等の措置の実施に当たっては、飛散流出防止の措置、除去土壌の量等の記録等、生活環境の保全への配慮に関し必要な措置を取りながら実施していくものとします。

また、土壌等の除染に際し、除染が適切に実施されたことを確認するため、除染の前後において測定を行い、効果の確認をします。

除染等の措置については、原則として、除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から必要なものを選定します。

除染対象	除染作業等	除染等の措置
子どもが多く利用する施設	建屋の洗浄	・屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	アスファルト等の除染	・ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	表土除去及び客土※１	・庭等における表土等の除去 ・客土、圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管※１	・庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去等 ・現場保管の際の残土による原状回復
	土地表面の被覆※１	・除染されていない土等による被覆
	草木除去	・枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草
通学路（側溝）	側溝の清掃	・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄
上記以外の公共施設、その他同等の施設	建屋の洗浄	・屋上、壁面の清掃、拭取り ・雨樋等の清掃、洗浄
	アスファルト等の除染	・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去

	草木除去	・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
民有地 [住宅（戸建・集合）、商業施設、工場等]	家屋の除染	・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	コンクリート等の除染	・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
農地	深耕等	・深耕等
山林	枝打ち・落葉除去等	・枝葉の剪定、枝打ち ・落葉の除去、除草

※１「表土除去及び客土」、「表土除去及び現場保管」と「土地表面の被覆」については、必要に応じて、いずれかを一つを選択します。
※２ 側溝や雨樋下等の局所的な地点の線量が周辺と比べて有意に高く、毎時０．２３マイクロシーベルト以上の地点に対しては、除染を行います。

市が管理する施設の除染の実施内容及び結果については、広報ながれやまや市ホームページ等で公表します。

第７章　土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

本実施計画の目標を達成するために、放射性物質汚染対処特措法及び除染関係ガイドラインに基づき土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期については下記のとおりとします。

今後、市内の測定の状況によって、スケジュールは必要に応じ見直します。

（１）除染スケジュール

<table>
<tr><th>除染対象</th><th>H23年度</th><th>H24年度</th><th>H25年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">子どもが多く利用する施設</td><td colspan="2">放射線量の把握・検証</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">除染の実施</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通学路(側溝)</td><td colspan="2">放射線量の把握・検証</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">除染の実施</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外の公共施設、その他同等の施設</td><td colspan="3">放射線量の把握・検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">除染の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国、県、独立行政法人、一部事務組合の施設</td><td colspan="3">放射線量の把握・検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">除染の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">民有地
[住宅（戸建・集合）、商業施設、工場等]</td><td colspan="3">放射線量の把握・検証</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">除染の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農地</td><td></td><td colspan="2">放射線量の把握・検証</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">除染の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">山林</td><td></td><td colspan="2">放射線量の把握・検証</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">除染の実施</td></tr>
</table>

（２）主な子どもが多く利用する施設の除染実施及び完了予定時期等

小学校	担当 教育総務課
【除染目標】 東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指します。 除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ５０センチメートルで毎時０．２３マイクロシーベルト未満を目指します。 さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ５センチメートルで、毎時０．２３マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。	
【除染実施主体】 流山市が主体となって行います。	
【除染実施時期及び完了予定時期】 平成２３年度から平成２４年度	
【除染方法】 除染関係ガイドラインに基づき測定を行い、その結果を基に、建屋の洗浄（屋上等の清掃、高圧洗浄、雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、アスファルト等の除染（側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、表土除去及び客土（庭等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復）、草木除去（落葉の除去、除草）等の中から必要なものを選定します。	
【平成２３年度の対応】 ・６月２日～　小学校のプールの排水、それに伴う清掃を教職員で実施 ・６月６日　流山市独自の空間放射線量測定実施（以後継続的に実施） ・７月８日　保護者と協働で清掃を実施（鰭ヶ崎小学校） ・７月１９日　小学校に簡易測定器を貸し出し、校庭や教室での測定箇所を増やした。 ・８月１７日　市内全小学校の校舎・体育館周りの側溝や雨水桝の高圧洗浄やバキューム処理清掃を委託業者により実施（夏休み中に実施） ・８月２１日　小学校で受ける年間放射線量の測定値を生活実態に即した計算式から算出・公表 ・８月２３日　簡易型放射性物質分析機器により、市内農産物（給食用食材も含む。）や使用頻度の多い食材について、放射性物質簡易検査を実施（同月２５日にも実施） ・８月下旬　小学校の給食の献立表に主な食材の産地を掲載。当分の間、牛肉の使用を中止 ・９月１日～　学校給食の食材について、放射線量の検査の実施開始 ・９月５日　小学校で、積算線量計での測定を開始 ・９月以降　各学校でのＰＴＡ・地域活動による通学路等の除染の開始	

中学校	担当 教育総務課

【除染目標】

　東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指します。

　除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ１メートルで毎時０．２３マイクロシーベルト未満を目指します。

　さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ５センチメートルで、毎時０．２３マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。

【除染実施主体】

　流山市が主体となって行います。

【除染実施時期及び完了予定時期】

　平成２３年度から平成２４年度

【除染方法】

　除染関係ガイドラインに基づき測定を行い、その結果を基に、建屋の洗浄（屋上等の清掃、高圧洗浄、雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、アスファルト等の除染（側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、表土除去及び客土（庭等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復）、草木除去（落葉の除去、除草）等の中から必要なものを選定します。

【平成２３年度の対応】

- ６月２日～　中学校のプールの排水、それに伴う清掃を教職員で実施
- ６月６日　流山市独自の空間放射線量測定実施（以後継続的に実施）
- ７月１９日　中学校に簡易測定器を貸し出し、校庭や教室での測定箇所を増やした。
- ８月１７日　市内全中学校の校舎・体育館周りの側溝や雨水桝の高圧洗浄やバキューム処理清掃を委託業者により実施（夏休み中に実施）
- ８月２１日　中学校で受ける年間放射線量の測定値を生活実態に即した計算式から算出・公表
- ８月２３日　簡易型放射性物質分析機器により、市内農産物（給食用食材も含む。）や使用頻度の多い食材について、放射性物質簡易検査を実施（同月２５日にも実施）
- ８月下旬　中学校の給食の献立表に主な食材の産地を掲載。当分の間、牛肉の使用を中止
- ９月１日～　学校給食の食材について、放射線量の検査の実施開始
- ９月５日　中学校で、積算線量計での測定を開始
- ９月以降　各学校でのＰＴＡ・地域活動による通学路等の除染の開始

保育所（園）	担当 保育課

【除染目標】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指します。

除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ５０センチメートルで毎時０．２３マイクロシーベルト未満を目指します。

さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ５センチメートルで、毎時０．２３マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。

【除染実施主体】

流山市が主体となって行います。

【除染実施時期及び完了予定時期】

平成２３年度から平成２４年度

【除染方法】

除染関係ガイドラインに基づき測定を行い、その結果を基に、建屋の洗浄（屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄、雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、アスファルト等の除染（ブラシ洗浄、側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、表土除去及び客土（庭等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復）、表土除去及び現場保管（庭等における表土等の上下層の入替え、除去、現場保管の際の残土による原状回復）、草木除去（枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草）等の中から必要なものを選定します。

【平成２３年度の対応】

- ６月６日　流山市独自の空間放射線量測定実施（以後継続的に実施）
- ８月１日　給食の献立表に納入産地の記述を開始
- ８月１７日　東葛地区放射線量対策協議会に参画している専門家と保護者の対話を平和台保育所で実施（以後、公私立保育所で実施））
- ８月２１日　保育所（園）で受ける年間放射線量の測定値を生活実態に即した計算式から算出・公表
- ８月２４日　簡易型放射性物質分析機器により、使用食材の放射性物質簡易検査を実施
- ８月下旬　公立保育所の除草や園庭の清掃を実施
- ８月３０日　流山市私立保育所放射性物質除染事業補助金交付要綱公示
- ８月３１日　簡易型放射性物質分析機器により、使用食材の放射性物質簡易検査を実施
- ９月５日　市内保育所（私立含む）で積算線量計での測定を開始
- ９月１４日　業務委託による施設内の側溝や雨水桝等の清掃を順次実施

【備考】

平成２４年度より、私立保育園についても流山市が実施主体となり、除染を実施します。

幼稚園	担当 学校教育課

【除染目標】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指します。

除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ５０センチメートルで毎時０．２３マイクロシーベルト未満を目指します。

さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ５センチメートルで、毎時０．２３マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。

【除染実施主体】

流山市が主体となって行います。

【除染実施時期及び完了予定時期】

平成２３年度から平成２４年度

【除染方法】

除染関係ガイドラインに基づき測定を行い、その結果を基に、建屋の洗浄（屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄、雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、アスファルト等の除染（ブラシ洗浄、側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、表土除去及び客土（庭等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復）、表土除去及び現場保管（庭等における表土等の上下層の入替え、除去、現場保管の際の残土による原状回復）、草木除去（枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草）等の中から必要なものを選定します。

【平成２３年度の対応】

・６月６日　流山市独自の空間放射線量測定実施（以後継続的に実施）
・８月２１日　幼稚園で受ける年間放射線量の測定値を生活実態に即した計算式から算出・公表
・９月５日　市内全ての小・中学校、幼稚園、保育所、学童クラブで積算線量計での測定を開始
・９月７日　流山市私立幼稚園放射性物質除染事業補助金交付要綱公示
除染に係る経費の１／２を補助
・９月７日～　業者による雨水排水清掃、雨水排水桝清掃、雨水清掃、砂入れ替え等を実施

【備考】

平成２４年度より、私立幼稚園についても流山市が実施主体となり、除染を実施します。

公園	担当 みどりの課

【除染目標】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指します。

除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ１メートルで毎時０．２３マイクロシーベルト未満を目指します。

さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ５センチメートルで、毎時０．２３マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。

【除染実施主体】

流山市が主体となって行います。

【除染実施時期及び完了予定時期】

平成２３年度から平成２４年度

【除染方法】

除染関係ガイドラインに基づき測定を行い、その結果を基に、アスファルト等の除染（ブラシ洗浄、側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、表土除去及び客土（広場等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復）、表土除去及び現場保管（広場等における表土等の上下層の入替え、除去、現場保管の際の残土による原状回復）、草木除去（枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草）等の中から必要なものを選定します。規模の大きい公園等にある既存樹林部分は落葉除去、除草の対応を予定しています。

【平成２３年度の対応】

・６月８日　流山市独自の空間放射線量測定実施（～１３日）（市内２６８公園）
・６月１７日　西初石近隣公園をはじめ市内公園について草刈り・清掃を実施（７月中旬まで）
・７月１日　流山市独自の空間放射線量測定実施（～２５日）（市内２６８公園）
・７月２７日　東葛地区放射線量対策協議会で測定した６公園について、植え込み地等を高さ5センチメートルで測定を実施（～２９日）
・８月１１日　名都借４号公園にて天地返し実施
０．４８マイクロシーベルトから０．１１マイクロシーベルトまで減少
・８月２３日　６公園（前ヶ崎５号公園、駒木台１号公園、後平井児童公園、向小金３号公園、平和台４号公園、前ヶ崎城址公園）について天地返し等の作業実施
・８月下旬　市内公園について、草刈り・清掃を実施
・８月３０日　流山市独自の空間放射線量測定実施（市民の森及び市内公園）（～１０月５日）

学童クラブ	担当 保育課

【除染目標】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指します。

除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ５０センチメートルで毎時０．２３マイクロシーベルト未満を目指します。

さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ５センチメートルで、毎時０．２３マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。

【除染実施主体】

流山市が主体となって行います。

【除染実施時期及び完了予定時期】

平成２３年度から平成２４年度

【除染方法】

除染関係ガイドラインに基づき測定を行い、その結果を基に、建屋の洗浄（屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄、雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、アスファルト等の除染（ブラシ洗浄、側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、表土除去及び客土（庭等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復）、表土除去及び現場保管（庭等における表土等の上下層の入替え、除去、現場保管の際の残土による原状回復）、草木除去（枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草）等の中から必要なものを選定します。

【平成２３年度の対応】

・６月８日　流山市独自の空間放射線量測定実施（以後継続的に実施）
・９月５日　学童クラブで積算線量計での測定を開始
・９月１４日　業務委託による施設内の側溝、雨水桝の清掃、施設屋根等の高圧洗浄を順次実施

子どもの遊び場	担当 子ども家庭課

【除染目標】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指します。

除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ１メートルで毎時０．２３マイクロシーベルト未満を目指します。

さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ５センチメートルで、毎時０．２３マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。

【除染実施主体】

流山市が主体となって行います。

【除染実施時期及び完了予定時期】

平成２４年度

【除染方法】

除染関係ガイドラインに基づき測定を行い、その結果を基に、表土除去及び客土（広場等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復）、表土除去及び現場保管（広場等における表土等の上下層の入替え、除去、現場保管の際の残土による原状回復）、草木除去（枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草）等の中から必要なものを選定します。

【平成２３年度の対応】

・６月８日　　　流山市独自の空間放射線量測定実施（第１回）子どもの遊び場全１４ケ所
・９月８日　　　流山市独自の空間放射線量測定実施（第２回）子どもの遊び場全１４ケ所
・１１月１４日　流山市独自の空間放射線量測定実施（第３回）子どもの遊び場全１４ケ所

<table>
<tr><td>知的障害児通所施設（つばさ学園）</td><td>担当
社会福祉課
障害者支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">【除染目標】
　東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指します。
　除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ５０センチメートルで毎時０．２３マイクロシーベルト未満を目指します。
　さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ5センチメートルで、毎時０．２３マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【除染実施主体】
　流山市が主体となって行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【除染実施時期及び完了予定時期】
　平成２３年度から平成２４年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">【除染方法】
　除染関係ガイドラインに基づき測定を行い、その結果を基に、建屋の洗浄（屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄、雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、アスファルト等の除染（ブラシ洗浄、側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、表土除去及び客土（庭等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復）、表土除去及び現場保管（庭等における表土等の上下層の入替え、除去、現場保管の際の残土による原状回復）、草木除去（枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草）等の中から必要なものを選定します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【平成２３年度の対応】
・９月９日　　　流山市独自の空間放射線量測定実施
・１０月２５日　敷地内の側溝清掃を実施
・１１月２日　　流山市独自の空間放射線量測定実施
・１月１７日　　流山市独自の空間放射線量測定実施</td></tr>
</table>

児童センター	担当 社会福祉課 子ども家庭課

【除染目標】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指します。

除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ５０センチメートルで毎時０．２３マイクロシーベルト未満を目指します。

さらに、本市独自の取組みとして、子どもが多く利用する施設では、上記に加えて高さ５センチメートルで、毎時０．２３マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。

【除染実施主体】

流山市が主体となって行います。

【除染実施時期及び完了予定時期】

平成２４年度

【除染方法】

除染関係ガイドラインに基づき測定を行い、その結果を基に、建屋の洗浄（屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄、雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、アスファルト等の除染（ブラシ洗浄、側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去）、表土除去及び客土（庭等における表土等の除去、客土、圧密による原状回復）、表土除去及び現場保管（庭等における表土等の上下層の入替え、除去、現場保管の際の残土による原状回復）、草木除去（枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草）等の中から必要なものを選定します。

【平成２３年度の対応】

・１１月２日　流山市独自の空間放射線量測定実施
・１１月７日　流山市独自の空間放射線量測定実施

通学路の側溝等	担当 道路管理課

【除染目標】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を年間１ミリシーベルト以下とすることを目指します。

除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、小学校の通学路は高さ５０センチメートル、中学校の周辺道路は高さ１メートルで毎時０．２３マイクロシーベルト未満を目指します。

【除染実施主体】

流山市が主体となって行います。

【除染実施時期及び完了予定時期】

平成２３年度から平成２４年度

【除染方法】

除染関係ガイドラインに基づき測定を行い、その結果を基に、側溝等の清掃（泥等の掻き出し、除草、ブラシ洗浄等の中から必要なものを選定）を行います。

【平成２３年度の対応】

・１１月　２日　市内を３４地区に分け、住宅地を中心に集水桝を３０５箇所測定し、市内の道路の放射線量の把握を行った。（～４日）

・１２月２０日　市内を３４地区に分け、住宅地を中心に集水桝を３０５箇所測定し、市内の道路の放射線量の把握を行った。（～２２日）

第８章　除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

（１）保管場所の設置

除染により発生する除去土壌等は多量であると想定されますが、早急に除染を進めるため、除去土壌等の保管の方法については以下のとおりとします。

ア　地域の除染活動により公共用地等から発生した除去土壌等は、その発生した場所で保管します。民有地等で発生した除去土壌等についても、その発生した場所に保管します。

イ　通学路等の側溝の汚泥について仮置場を設置し、適切な保管を行います。
　その際の収集・運搬については、安全性の確保を最優先に、飛散流出防止の措置等を講じ、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全に配慮します。

（２）保管及び管理

除去土壌等の保管は、原則、地下保管とします。
保管の際は、除染関係ガイドラインに基づき、安全管理に努めます。
また、覆土による遮へい効果は以下の表のとおりです。

覆土厚	低減率
５ｃｍ	５１％減
１０ｃｍ	７４％減
１５ｃｍ	８６％減
３０ｃｍ	９８％減

【原子力災害対策本部：市町村による除染実施ガイドライン（平成２３年８月２６日）より抜粋】

第９章　継続測定及び計画の見直し

（１）継続測定

市内の放射線量については、国・県が実施する測定のほか、本市においても継続的な調査を実施します。

（２）計画の見直し

本計画は、除染の進捗状況、空間放射線量の低減及び継続測定の結果等を評価・検証し、国の動向も踏まえ、見直しを行います。

問合せ先
流山市役所
環境部環境政策課放射能対策室
TEL：04-7168-1005